

紀の川市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和3年3月29日

告示第46号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項の規定による障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障害者の重度化及び高齢化並びに「親亡き後」に備え、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供することを目的とした紀の川市地域生活支援拠点等事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、地域生活支援拠点等における機能とは、次に掲げる機能という。

- (1) 基幹相談支援センター、委託相談支援、特定相談支援及び障害児相談支援を行う事業所と連携し、緊急時の支援が必要な世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 短期入所を活用し、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関等への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 地域移行支援及び親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 基幹相談支援センター、委託相談支援、特定相談支援及び障害児相談支援を行う事業所とそれぞれ連携を図り、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、紀の川市とする。

(事業内容)

第4条 市長は、第2条の機能を担うため、障害者等への支援を行う地域の福祉系サービスを提供する事業所その他関係事業所と分担して行う面的な体制とし、次に掲げる

加算が可能な障害福祉サービス等（以下「拠点事業」という。）を実施する。

- (1) 地域生活支援拠点等相談強化加算
- (2) 緊急短期入所受入加算
- (3) 定員超過特例加算
- (4) 緊急時対応加算
- (5) 緊急時支援加算
- (6) 緊急時支援費
- (7) 体験利用支援加算
- (8) 体験利用加算
- (9) 体験宿泊支援加算
- (10) 体験宿泊加算
- (11) 重度障害者支援加算
- (12) 地域体制強化共同支援加算

2 地域生活支援拠点等は、前項の拠点事業の総合調整等を図るため、利用者のコーディネート業務を行う。

(対象者)

第5条 この事業の対象者は、本市に居住する者で、法第4条第1項又は第2項に規定する障害者及び障害児とする。

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第6条 拠点事業を行おうとする事業者は、紀の川市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定した運営規程（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程をいう。以下同じ）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。
- (3) 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、紀の川市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所（以下「拠点事業所」という。）を紀の川市地域生活支援拠点等事業所登録台帳（様式第3号）を作成し管理するものとする。

(登録の変更等及び拠点事業の廃止)

第7条 拠点事業所は、登録の内容に変更等が生じたとき又は拠点事業を廃止するときは、速やかに紀の川市地域生活支援拠点等事業所（変更等・廃止）届出書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

（拠点事業所の責務）

第8条 拠点事業所は、第4条第1項各号に規定する地域生活支援拠点等に係る加算の算定について、その趣旨及び担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意しなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、業務上知り得た利用者及び当該利用者の家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

紀の川市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

（宛先）紀の川市長

所在地
申請者 名称
（設置者）代表者
連絡先

紀の川市地域生活支援拠点等事業実施要綱の規定に基づき、拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり申請します。

事業の種類	
事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	
連絡先電話番号	
拠点事業開始年月日	年 月 日

様式第2号（第6条関係）

紀の川市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日

様

紀の川市長

印

年 月 日付けで申請のあった紀の川市地域生活支援拠点等事業所の登録について、次のとおり登録しましたので通知します。

事業の種類	
事業所番号	
事業所名	
事業所所在地	
拠点事業開始年月日	年 月 日

様式第4号（第7条関係）

紀の川市地域生活支援拠点等事業所(変更等・廃止)届出書

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

所在地
申請者 名称
(設置者) 代表者
連絡先

紀の川市地域生活支援拠点等事業実施要綱の規定に基づき、拠点事業を行う事業者として（変更等・廃止）したいので、次のとおり届出します。

届出区分	1 変更 休止・再開	2 廃止
------	------------	------

1-1 登録内容変更の場合

変更の内容	変更前	変更後

(添付書類) 変更内容がわかる資料を添付

1-2 休止・再開の場合

届出区分	1 休止	2 再開
休止・再開しようとする事業所名		
事業所番号		
休止・再開年月日	年	月 日

2 廃止の場合

廃止しようとする事業所名	
事業所番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

